児童福祉の基本

- ◇日本国憲法(昭和21年11月3日公布)
- ◆ ◇児童憲章(昭和26年5月5日)
- ◆ ◇児童福祉法(昭和22年12月12日)
- ◆ ◇児童の権利に関する条約 (効力発生 平成6年5月22日)

◇日本国憲法(昭和21年11年3日交布)

【三大原則】

1. 国民主権

2. 基本的人権の尊重

3. 平和主義

日本国憲法の基本的人権の尊重

第25条

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、 すべての生活部面について、 社会福祉、社会保障及び公衆衛生の 向上及び増進に努めなければならない。

児童憲章

- ・児童は、人として尊ばれる。
- ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ・児童は、よい環境の中で育てられる。
- ①すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、 育てられ、その生活を保障される。
- ②すべての児童は、家庭で、 正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、 家庭に恵まれない児童には、 これにかわる環境が与えられる。
- ①すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、 よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、 みちびかれる。

児 童 福 祉 法

- 第1条(児童福祉の理念)
- ①すべての国民は、
 - 児童が心身ともに健やかに生まれ、 且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ②すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、 愛護されなければならない。

第2条(児童育成の責任) 国及び地方公共団体は、 児童の保護者とともに、 児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

児童の権利に関する条約

(H6.5.22効力発生)

第20条(家庭環境を奪われた児童の保護)

- ① 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた 児童又は児童自身の最善の利益にかんがみ その家庭環境にとどまることが認められない児童は、 国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- ②締結国は、自国の国内法に従い、
 - ①の児童のための代替的な監護を確保する。
- ③ ②の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、 養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための 適当な施設への収容を含むことができる。

児童福祉法の改正等

- 1) 昭和23年 児童福祉法の施行 「里親制度」
- 2) 平成14年10月 児童福祉法の改正等による 里親制度の改正
- ①新たに「**専門里親」「親族里親」**が創設され、 里親の種類が4つに。

「養育里親」 「短期里親」 「親族里親」 「専門里親」

- ②「里親の認定等に関する省令」
- ③「里親が行う養育に関する最低基準」

3) 平成16年10月 児童福祉法の一部改正

◇児童福祉法 第6条第3項

この法律で、里親とは、

保護者のいない児童又は

保護者に監護させることが不適当であると 認められる児童(以下、「要保護児童」という。)を 養育することを希望する者であって、

都道府県知事が適当であると認めるものをいう。



独立した条文として「里親」が明文化社会的養護における里親の重要性

◇児童福祉法 第47条第2項

児童福祉施設の長又は**里親は、**入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、**監護、教育及び懲戒**に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができる。



監護・教育及び懲戒に関する 里親の権限の明確化

◇児童福祉法 第48条

児童福祉施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、 肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、 学校教育法に規定する保護者に準じて、 その施設に入所中又は受託中の**児童を就学**させ なければならない。



受託中の児童に関する就学義務児童福祉施設長と同様に規定